

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

長生村の人口構造は、令和6年4月1日現在、総数13,417人であり、うち60歳以上は5,709人となっています。人口全体は減少傾向にありますが、60歳以上の割合が年々増加しており、労働人員不足が村の課題となっています。

長生村の産業は、農林水産業が480戸、農業産出額9.9億円。製造業が事業所数13事業所、従業員数1,153人、製造品出荷額等410億円。サービス業が、商店数63店、従業員数553人、年間販売額90.2億円であり、各業種ともに事業所数、従業員数等は減少傾向にあります。また、ほぼ全ての事業者が中小企業・小規模事業者であり、経営状況は厳しい状況が続いています。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、厳しい経営環境に置かれている村内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るべく新たな設備投資への後押しとし、労働人員の不足を補い、地域経済の活性化を目指します。

これを実現させるため、先端設備等導入計画の年間3件程度の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

長生村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業などであり、地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。

したがって、村内産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端

設備等全てとします。

但し、太陽光発電設備については、雇用の創出・産業集積に繋がらないため、発電電力を自らの生産・販売等の事業活動に供するために、自己の所有に属する建物に設置するものに限るものとし、売電を目的に行う太陽光発電設備（土地に自立して設置するものなど）については対象外とします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

長生村の産業は、広域に立地しています。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村内全域とします。

（２）対象業種・事業

長生村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業などであり、地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。従って、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とします。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みは対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 村税を滞納している者を除く。
- ・ その他村長が適当でないと認めるものを除く。